

## 外国人技能実習生・研修生死亡弔慰金支給規程

平成15年3月13日制定

平成18年3月13日改定

平成22年1月 1日改定

平成23年4月 1日改定

### (目的)

第1条 本規程は、監理団体・実習実施機関の管理下に在る外国人技能実習生・研修生が、我が国在留中に死亡した場合に、財団法人国際研修協力機構（以下「JITCO」という。）がその遺族に対して弔意を示すために死亡弔慰金（以下「弔慰金」という。）を支給するための細則を定めるものである。

### (支給対象とする技能実習生等)

第2条 弔慰金の支給対象とする外国人技能実習生・研修生は、外国人技能実習・研修制度の下日本に入学した外国人技能実習生・研修生であって、JITCOに対して死亡事故報告書の提出があった者とする。ただし、死亡原因又は死亡直前の行為が著しく公序良俗に反するものと認められた外国人技能実習生・研修生は対象外とする。

### (受給資格者及び受給対象者)

第3条 弔慰金の受給資格者は、死亡した外国人技能実習生・研修生の夫又は妻（第一順位）、子（第二順位）、父又は母（第三順位）とし、受給対象者は、受給資格者のうち最先位順位の者の内の一人とする。

2 受給対象者の認定について遺族から上記によりがたい特段の事情がある旨要請がある場合には、JITCOにおいてその事情を斟酌の上判断する。

### (受給資格の消滅)

第4条 本人死亡の日から1年を超えた場合には、弔慰金の受給資格は消滅するものとする。

### (支給額)

第5条 弔慰金の額は、死亡者1人につき10万円とする。

### (支払い方法)

第6条 弔慰金は、支給対象者の支給資格を証明する書類を添付した当該死亡外国人技能実習生・研修生の監理団体又は実習実施機関（以下「受入れ機関」という。）作成による弔慰金支給申請書の提出に基づき、JITCOが審査の上、直接受給対象者に原則として米国ドル換算により支払い（本人の銀行口座がある場合には当該口座に振り込み、口座開設がない場合には郵便為替等による。）、受給対象者の領収書を徴する。

2 弔慰金の支払いに当たっては、JITCOからの遺族に対する弔意の表明と弔慰金支給の趣旨を述べた文書を受給対象者宛てに送付する。

(支給申請の期日)

第7条 弔慰金支給申請の期日は、当該外国人技能実習生・研修生が死亡した日から1年を超えない日とする。

(支払日)

第8条 弔慰金は、受入れ機関からの弔慰金支給申請があった後遅滞なく支払う。

(返還)

第9条 虚偽の申請等により不正に弔慰金を支給した場合は、支給した弔慰金を返還させる。このため、前記第6条の領収書において弔慰金の不正受給が判明した場合はその全額を返還する旨の誓約を併せて徴する。

2 前記弔慰金の返還期日は、返還事由が判明した日から3か月以内とする。

(支給申請書の記載事項)

第10条 弔慰金支給申請書の記載事項は、別紙「死亡弔慰金支給申請書」のとおりとする。

附 則

本規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成23年4月1日から施行し、死亡日が同日以降の者に適用する。

# 死亡弔慰金支給申請書

申請年月日 年 月 日

財団法人国際研修協力機構  
理事長 栃木 庄太郎 殿

監理団体又は実習実施機関名  
代表者職氏名 印  
所在地  
賛助会員番号  
電話番号  
FAX 番号  
申請書の作成者職氏名 印

年 月 日 死亡した下記1の者について、その遺族である下記2の者に  
JITCO外国人技能実習生・研修生死亡弔慰金支給規定に基づく弔慰金を支給して  
いただきますよう申請いたします。

なお、虚偽内容に基づく申請により不正に弔慰金の支給を受けた場合であって、受取人  
本人がその支給金額を返還しない場合には、受取人に代わって弁済いたします。

## 記

### 1. 死亡者

氏名	生年月日 年 月 日	年齢 歳	性別 男 女
国籍	在留資格	入国年月日 年 月 日	
死亡年月日 年 月 日	死亡原因		
死亡した場所			
日本における住所			
母国における出国前の住所			
JITCO保険の被保険者番号 外国人技能実習生総合保険 外国人研修生総合保険			

### 2. 支給対象者（下記欄は、中国語の場合、ピンインを振って下さい）

〔別紙支給資格者一覧表記載の順位の最も高い者・・・複数者いるときはその内の一人〕

氏名	生年月日 年 月 日	年齢 歳	性別 男 女
死亡者との関係（該当に○を付ける） 夫 ・ 妻 ・ 子 ・ 父 ・ 母			
住所	電話番号		
振込先銀行名	支店名		
所在地	電話番号		
口座の種類	口座の名義	口座番号	

## 支給資格者一覧表

次の各欄に該当する死亡者の親族（生存者に限る。）について正確に記入してください。

順位 1	死亡者との続柄 夫	氏名	年齢	歳
		住所		
順位 1	死亡者との続柄 妻	氏名	年齢	歳
		住所		
順位 2	死亡者との続柄 子（ ）	氏名	年齢	歳
		住所		
順位 2	死亡者との続柄 子（ ）	氏名	年齢	歳
		住所		
順位 2	死亡者との続柄 子（ ）	氏名	年齢	歳
		住所		
順位 2	死亡者との続柄 子（ ）	氏名	年齢	歳
		住所		
順位 3	死亡者との続柄 父	氏名	年齢	歳
		住所		
順位 3	死亡者との続柄 母	氏名	年齢	歳
		住所		

(注)

1. 死亡者との続柄欄の（ ）内には長男、二男、長女、二女等を記入すること。
2. 支給対象者となる者（順位の高い者の内の一人）について、死亡者との続柄、住所、生存者であることを証明する公的な書類を添付すること。